

研修認証基準における機構の定める研修について

認定介護福祉士研修認証基準第2条（3）受講要件における機構の定める研修については、次のとおりとする。

- 1 機構の定める研修とは、「小規模チームのリーダー養成を目的とした介護福祉士ファーストステップ研修ガイドライン ～研修の企画、展開の指針（平成21年3月 全国社会福祉協議会）」の内容を満たす介護福祉士ファーストステップ研修及び、認知症介護研究・研修センターの実施する認知症介護指導者養成研修及び、群馬県の実施するぐんま認定介護福祉士養成研修とする。
- 2 認定介護福祉士養成研修を受講する者であり、研修実施団体の課すレポート課題又は受講試験を免除しようとする者は、「認定介護福祉士概論」科目を受講する研修実施団体に対し、1に定める研修の修了証明書の写しを提出するものとする。
- 3 「認定介護福祉士概論」科目を開講する研修実施団体は、受講者より1に定める研修の修了証明書の写しが提出され、その内容を確認した場合には、受講要件であるレポート課題又は受講試験を免除しなければならない。

附則

1 規程の変更

この規程を変更するときは、認定介護福祉士認定部会の議決を経なければいけない。

2 施行日

この規程は、令和4年3月23日から施行する。

3 既登録者に対する更新期限の特例

令和元年9月時点において、既に認定介護福祉士として登録されている者については、令和元年9月から5年を経過した後の3月末日（令和7年3月末日）を更新期限とする。